

## 第27回岩手県東日本大震災津波復興委員会

(開催日時) 令和2年2月18日(火) 10:00～11:30

(開催場所) エスポワールいわて 2階 大ホール

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 各専門委員会の審議概要について

ア 総合企画専門委員会の審議概要

イ 女性参画推進専門委員会の審議概要

(2) 復興推進プランの進捗状況について

(3) 復興の取組と教訓を踏まえた提言集について

### 3 報 告

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)について

### 4 その他

### 5 知事総評

### 6 閉 会

#### 出席委員

石田亨 石堂淳 岩渕明 及川吏智子 大井誠治 大塚耕太郎

小原紀彰(宇部眞一委員代理) 勝部民男 久保憲雄(照井仁委員代理)

星伸寿(瀬川広司委員代理) 佐藤保(浅沼浩委員代理) 澤口眞規子

菅原悦子 瀬川愛子 田口幸雄(三浦茂樹委員代理)

佐々木公一(鈴木潤一委員代理) 中崎和久 長山洋 野田武則 平山健一

松田淳 谷村邦久

#### 出席オブザーバー

関根敏伸 高橋はじめ 佐々木茂光 内田幸雄

#### 欠席委員

鹿野順一 千葉仁一 谷村久興

#### 欠席オブザーバー

なし

### 1 開 会

**○伊五澤復興局復興推進課推進協働担当課長** ただいまから第27回岩手県東日本大震災津波復興委員会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております岩手県復興局復興推進課の伊五澤と申します。暫時進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様のお出席状況につきまして御報告いたします。本日は、委員 25 名中 15 名の御本人の出席、6 名の代理出席をいただいておりますので、岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱第 6 条の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、これより議事に入りますので、以後の委員会の運営は要綱の規定により委員長が議長として進行することとなっておりますので、進行を委員長の岩淵様にお渡しいたします。

それでは、岩淵委員長よろしく願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 各専門委員会の審議概要について

#### ア 総合企画専門委員会の審議概要

#### イ 女性参画推進専門委員会の審議概要

**○岩淵明委員長** 皆様、おはようございます。第 27 回の委員会を始めたいと思います。

まずは専門委員会からの報告、それから復興推進プラン、復興の取組と教訓を踏まえた提言集という 3 つの協議事項がございます。そのほか報告がございます。順次進めていきますので、進行に御協力いただきたいと思います。

それでは、早速ですが、(1) の各専門委員会の審議概要について、総合企画専門委員会と女性参画推進専門委員会とございますので、事務局からまずは御説明をお願いします。

**○森復興局副局長** 復興局副局長の森でございます。まず各専門委員会の審議概要につきまして御報告させていただきます。

資料 1-1 をお願いいたします。第 26 回総合企画専門委員会は 2 月 12 日に開催されまして、本日の委員会で御審議いただく事項について御検討いただきました。

まず、復興推進プランの進捗状況についてでございますが、齋藤委員長からは人口減少等に対応していくため、地方創生と併せてこれからの地域のビジョンを描いていく必要があること。

谷藤委員からは、地方創生については首都圏対地方、それから地方対地方という構図がございまして、観光で沿岸復興を図っていくためには組織的に対応していくことが非常に重要である等の御意見をいただいたところでございます。

2 つ目の議題、復興の取組と教訓を踏まえた提言集に関しまして、広田委員からは、次世代の県職員により分かりやすいような表現、率直な書き方をしたほうがよい旨の御意見。

南委員からは、表現の方法として、事実をしっかりと記載することが重要である。また、被災者や自治体に配慮した記述を心がける必要があるとの御意見があったところでございます。

以上の審議のほか、当日は復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針、政府の方針ではございますが、こちらの概要について御報告したところでございます。

次に、資料 1-2 をお願いいたします。第 15 回女性参画推進専門委員会が 2 月 13 日に開催されました。こちらの専門委員会におきましても、本日の委員会で御審議いただく事項につきまして御検討いただきました。

まず、復興推進プランの進捗状況につきまして、菅原委員長から、いわて水産アカデミーの修了生が今年度は計画に満たない見込みであるものの、来年度は満たす見込みであり、今後の着実な事業推進に期待している旨、御発言があったところでございます。

復興の取組と教訓を踏まえた提言集につきましては、菅原委員長から、女性や若者との意見交換をきっかけに具体化した事業についても記載すること、一部の項目については背景の記載が足りないので、追記した方が良い旨の御意見を頂いたところでございます。

盛合副委員長からは、現場の生々しさ、これをはっきり伝えるために、女性が現場で果たした役割などについてをさらに掘り下げて記載してほしいと。

それから、高橋委員からは、職員研修で活用するだけではなく、積極的にメディアを使って発信すべきである。

最後の山屋委員からは、地域の方々の活用、これを活用していただくことが重要でございますので、地域の方々にも見てもらえるよう公民館単位で置くようにしてほしいとの活用方法についての御意見もいただいたところでございます。

提言集に関しまして、両専門委員会からいただいた御意見については、本日の委員会でいただきます御意見も踏まえまして、さらに編集を進めていきたいと考えているところでございます。

女性参画推進専門委員会では、以上の審議のほか、当日は復興庁からおいでいただきまして、復興に係る男女共同参画の取組について報告があったほか、総合企画専門委員会と同じように復興の基本方針について御説明したところでございます。

御報告は以上でございます。

**○岩淵明委員長** どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

平山先生、補足等は何かございますか。

**○平山健一委員** 先ほど御説明いただいたとおりでございますが、今提言集を重点的に作成しているところでございますが、やはり作るためには他の県の方にも参考になるようにうまくいったことだけでなく、失敗したところ、工夫したところ、課題として残っているようなところも入れたらどうかということございまして、後ほど中身について御説明あると思いますが、部局の取組だけでなく、その後には有識者の御意見、沿岸市町村の首長の御意見とか、関係団体のコメントも加えるようにして、穏やかな口調ながらもなかなかいいものが今出来かかっているというところでございます。

**○岩淵明委員長** ほかの委員の先生方がでしょうか。

やはり我々も意識しなければいけないのは、公助から共助、自助という、岩手県で自分ですることと、連携してやることと、それから国との連携という、県自体がこうなのですが、岩手県という中での自助努力は多分戦略の中には必要な部分です。

**○菅原悦子委員** すばらしい提言集が出来上がりつつあるということですがけれども、かなりボリュームがあって、全部読むのはなかなか難しいなという意見も出ておりましたけれども、ぜひうまく活用していただいて、せっかく作ったものなので、ぜひ様々なところで活用できるようにしていただきたいというのが女性専門委員会の皆様の御意見でした。

**○岩淵明委員長** 女性に関する取組の中で水産アカデミーが問題になっているのですか。

**○菅原悦子委員** 問題になったというより、残念ながらこの水産アカデミーの1期生の計

画が目標に達成していないという報告がありましたので、すごく重要な、今後の次世代を育成していくのに重要な取組なので、着実に事業を推進していただきたいという発言をさせていただきます。

**○岩淵明委員長** いかがでしょうか。2番目の記載事項の県の起業家支援事業というのは、「いわてキボウスター開拓塾」のようなことでしょうか。

**○菅原悦子委員** それは、女性と若者を中心に起業する人たちに手厚く支援するという事業、立ち上げから伴走、寄り添いながらずっと支援をしていくという事業が今立ち上がっています。女性参画推進専門委員会や若者との意見交換の中でそういうものがとても必要なもので、ぜひお願いしたいと皆様お願いをして、それが今立ち上がって継続されているということに対して専門委員の皆様から非常に評価が高いということです。

**○岩淵明委員長** C O C +とは違うのですか。

**○森復興局副局長** もう少し詳しく申し上げますと、女性参画専門委員会で各被災地の商工団体さんですとか、あと若者とといった方々と意見交換をしていただきました。その中で、各地域において新しい事業を起こしたり、あとは取組をするときに、そのままでは起業しにくいので、補助金なり、あるいは経営のノウハウの指導等が必要だという御意見も受けまして、女性参画委員会のほうで提言を取りまとめていただきまして、それをもとに事業として補助制度、指導制度を立ち上げさせていただいて、C O C +とはまた別のものがございます。

**○岩淵明委員長** いずれ起業というか、開業、創業のバランス、それは重要で、様々なセクターが色々な形でやっています。そっちもこっちも別な事業ですというのは非常に非効率で、だから少なくとも県庁は全体を見れるような体制をとらないと何かみんな中途半端で終わってしまう気がするので、ぜひその辺は検討といいますか、事業の指導をしていただければと思います。

**○野田武則委員** 今提言集を見てみまして、すごくよくまとまっているなと思いましたが、先ほど御指摘がありましたけれども、我々からすると生々しさの部分が欠けて、すらすらと読める文章になっているなと思っております。

要は、本来の目的は被災された方の支援あるいはまた被災した地区の市町村の復旧・復興、主体は被災者でありますし、復興の主体も市町村なわけで、県がそこにどんな支援あるいは指導をしていくかというところの取組あるいはまた国との関係というのがあると思うので、我々の立場からすると県は県の視点、100%県の視点で見ているのだと。我々の視点の部分が欠けているなと思います。ただ、これは行政として、県としてはそうせざるを得ない部分があると思いますので、その部分はある意味仕方ないかなと思っていますが、この辺で終わり、もっと突き詰めていくのであればもう少し我々市町村の意見、それぞれの各分野の提言の中にもっと盛り込んでもいいのではないかなと思っています。

例えば今目を通して、遺体の部分なんかありますけれども、正直言って遺体をどうするかという部分については震災前からほとんど考慮していないといえますか、まさかこれほどたくさんの方が亡くなるというのは想定もしていなかったものですから、実際に東日本大震災津波では当初何人亡くなったかということがわからなかったわけですよ。ですから、1日ごとに御遺体が発見されるわけですが、それがいつまで続くか、それでここにも遺体安置所の話とか、いろいろありますけれども、要は火葬が間に合わない、土葬にし

なければならない。釜石の場合はもう土地まで用意して、穴も掘って用意して、これ以上待てないかもしれないというところまで、ぎりぎりのところまで準備をしておりましたけれども、ある一定のところから遺体の数が大体把握されてきまして、併せて火葬ももちろん間に合わないものですから、市内はもちろん県内までいろいろとお願いして、やっとこさ何とか火葬にこぎ着けたと。ただ、その御遺体を搬送するのに、あるいはまた御家族の皆さんと一緒にそれに同行していくのに車の手配をどうするかとか、本当に生々しいことがたくさんあるわけですよ。あるいはまたバスの運行も入っていますが、バスの運行というのは我々からするとバスの運行というのは、最初は被災された皆さんのためではないのです、遺体安置所のためなのです。早く遺体安置所に行って自分の御家族を確認するために無料バスを運行してもらって、もちろんそのためだとは言わないわけですよ、いろんな利便性のためにということでバスの運行をしていますが、結果は遺体安置所に必ずバスが行けるように、仮設に住んでいる方々がそういった場所を巡って歩けるように。でないとおある一定の期間まで発見しないと今のような状況になる。こういった非常に生々しい話があって、ここにはいろんな反省点があるわけですよ。ここにも若干ドライアイスが足りないとか、検体袋が足りないとかいろんなもの書いていますが、そういった部分が欠けて、提言としてはちょっと力が弱い部分があるかなと。

こういった視点というのは被災者の目線あるいは市町村の目線というのが必要になってきて、県の目線はこれでいいとは思いますが、本当の意味での提言ということであればそういった部分がもう少し入ってもいいのかなという気はしますが、どうでしょうか。

**○岩淵明委員長** そういった部分について、例えば釜石市の活動記録の中には出てないのですか、出ているのですか。

**○野田武則委員** この中に収まっている部分はA3用紙1枚ですから。

**○岩淵明委員長** 非常に重要だと思うのですが、何を言うかというときき言ったように県の立場と市町村の立場というのはあるので、だけれどもそういう問題があるよというところで索引みたいに引いて、ここに飛ばばそういう情報はいろんな市町村の情報に入っていくともっと詳しい情報が連結するような形だともっと使いやすくなるというように今思ったのです。

**○野田武則委員** そうですね、ですからそれをやるとなると県の方々だけでは多分難しく、市町村レベルでそういったものを取りまとめていかなければならないと思います。ですから、全体像の提言集ということになると、これは県の提言集はこれで大体網羅されていると思うのですが、具体のそういった話の部分はまた別個ですね、これは県でつくるのか、あるいは我々市町村レベルで作るのか、次の課題だと思いますが、今おっしゃった部分も入れないと本当の意味での提言にはならないのかなと、そんな感想しております。

**○岩淵明委員長** どうぞ。

**○森復興局副局長** 今回の提言集でございますが、主に県、市の職員が多うございますので、その方々にどういうことが必要なのか、教訓として残すということで、当時従事した職員からヒアリング、もしくは原稿を書いていただくという形で作ったところでございます。

ただ、御指摘のように現場の生々しさというのがどうしても文字だけでは伝わらないところもございまして、書き足りないところもございまして。今回は、これでさらに進めさせ

ていただきますが、随時見直す方向でやっていくということが必要だと思います。それから、市町村、団体でも様々な記録集出されているところがございます。そちらとの連動につきましても考えていきたいと考えています。

○岩淵明委員長 ありがとうございます。

それでは、2つの専門委員会からの報告は了承という形で、次に進みたいと思います。

## (2) 復興推進プランの進捗状況について

○岩淵明委員長 2番目の復興推進プランの進捗状況についてお願いいたします。

○森復興局副局長 復興推進プランの進捗状況について御説明いたします。

資料2でございます。復興推進プランは、今年度からスタートいたしました「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョンの復興推進の基本方向、これに基づきまして令和4年度までの各年度の取組を定めたものでございますけれども、この資料は今年度末における各事業の進捗の見込みを示したものでございます。

左側の2の全体の状況を御覧いただきますと、プランの進捗状況を示します指標、253指標のうち計画値に対する進捗率が80%以上となっておりますA、B指標、これが全体の92.9%となる見込みでございます。

復興の取組の4本の柱ごとでは、「安全の確保」につきましては津波防災施設の整備延長ですとか、復興支援道路の整備等に取り組みまして、令和元年度の計画値に対する進捗率80%以上の指標は84.2%、32指標となっております。

来年度は、政府が定める復興・創生期間の最終年度でございますので、防潮堤等の津波防災施設、それから復興道路等の完成を目指しまして取組を進めていきたいと考えているところがございます。

「暮らしの再建」では、沿岸部の災害公営住宅、これの整備が完了しましたほか被災者の健康維持増進、こころのケアの支援、それから被災地のコミュニティー形成支援などに取り組みまして、進捗率80%以上の指標が93.9%、78指標となっております。

その一方で、1月末現在で889人の方々、これらの方々が多岐にわたる仮設住宅等でお暮らしになってございます。その方々の恒久住宅への移行完了に向けまして、取組を進めていきたいと考えているほか、こころのケア、地域コミュニティーの形成に向けた取組を進めていきたいと考えているところがございます。

「なりわいの再生」につきましては、漁港の防潮堤の整備、それから水産加工業の販路拡大、グループ補助、起業支援などに取り組みまして、進捗率80%以上の指標が94.1%、95指標となっております。

その一方で、8月に実施いたしました産業復興状況調査によりますと、再開した事業所においても漁獲量の減少、顧客、取引先の減少、それから販路の喪失、売上の減少等の課題が掲げられておりますので、被災地のなりわいの再生に向けた取組、これを来年度以降さらに進めていきたいと考えてございます。

それから、新たな柱として位置づけました「未来のための伝承・発信」では、東日本震災津波伝承館を昨年9月22日に開館したほか、三陸防災復興プロジェクトの開催などによりまして、復興の姿の発信などに取り組み、進捗率80%以上の指標が96.7%、30指標

となっております。

伝承館は、開館から4カ月を経ずしまして、1月17日に入場者10万人となるなど多くの方に御覧いただいております。常時展示のほか各地域ごとの企画展、それから住民の方々ですとか、高校生の防災活動の発表会等の開催にも力を入れているところでございます。

また、来年度以降全世界に向けた発信を強化するため、各大学の御協力を得まして、インドネシアのアチェ津波博物館、それからハワイの太平洋津波博物館等との共同体づくりに向けた取組を進めているところでございます。

4本の柱をさらに細分化いたしました施策の12分野ごとの取組状況につきましては、右側に記載のとおりとなっておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

恐れ入りますが、資料の裏面をお願いいたします。この表は進捗率80%未満のC、Dとなっております17指標の遅れにつきまして理由を分類、整理したものでございます。

表の左側、左端でございますが、この分類では実質的な遅れとそのほかの理由の大きく2つに分けてございます。さらに、実質的遅れにつきまして4つに分けて、①といたしまして、他事業との調整の分野、これは市町村事業の工事の遅れ等によりまして防災施設での再生可能エネルギーの導入が進まなかったもの、②といたしまして異常気象の分野では台風19号によりまして被災した箇所の手直し工事に時間を要し、工期の変更等が生じたもの、③といたしまして入札不調により工期の遅れが生じたもの、そのほか④のその他といたしまして、事業者の都合によりまして医療施設移転新築事業の遅れ、それから漁獲量の減少による補助事業活動の減少等を整理してございます。

それから、実質的遅れに分類されない2のその他でございますが、こちらは木造住宅耐震化、太陽光発電施設導入など事業実施者の自己負担を伴う事業、これにつきまして事業者の御意向が変わることによりまして、当初の見込み数を下回ったもの、応急仮設住宅において、市町村が行うサポート関連事業につきまして応急仮設住宅の減少により実績値が減ったもの、秋サケの不漁による稚魚生産量の減少などによる外的な要因によるもの等があったところでございます。

説明は以上でございます。

**○岩淵明委員長** ありがとうございます。

それでは、進捗状況の御質問等がありましたら御意見伺いたいと思います。いかがでしょうか。大学もそうなのですけれども、入札不調というのがすごく問題になりまして、もう単価が上がるということで、これではやっていけないと、我々も不調で何回も流した経緯があるのですが、これ大きいですよ、現状何か分かれば。

**○菊池会計管理者兼出納局長** 出納局長の菊池でございます。入札不調につきましては、震災以降配置技術者の兼任でありますとか地域要件、または施工技術者、施工実績要件の緩和などいろいろと入札不調に対しまして対応してきたところでございます。その状況としまして、現在震災関連の工事がかなり減ってきたという状況もありまして、現在のところ入札不調の状況は震災当時と比べますとかなり減少しているということでございまして、現在16%程度の状況になってございます。

**○岩淵明委員長** ありがとうございます。ほかいかがですか。業界団体の皆さん方も来ておりますので、現状について県とニュアンスが違うみたいなどころがあれば、御質問なり御意見がなければ、よろしいですか。

**○大塚耕太郎委員** 岩手医科大学の大塚です。いつも大変お世話になっております。

先日シドニー大学の人たちが来日されて、私はメンタルヘルス・ファーストエイドという25か国で進めている対策、オーストラリア発祥なものですから、私のところに来るところもあったのですけれども、オーストラリアも災害が今大変なところで、非常に火災もすごいですし、豪雨もあつたりということで、実はどう災害対策で心の健康を守っているのかというのがかなり聞きたかったということがありまして、ちょうど岩手県の対策も話したのですが、関心を持って、非常に重要だということで、1つは実はそういうことですので、様々先ほどから県で作っていただいている対策が英訳も進めていただくということなのですが、そういうニーズというのはすごく意外に高く、海外でも非常にきめ細やかな災害対策はどうしていくのかなということはかなり関心が高い印象がありました。

もう一つは、そこで復興推進プランの兼ね合いのところなのですが、心の健康というのは長期間続くのが分かっている状態ですので、対策というのはここまで来たらどうするかというか、かなり長期にわたって健康問題が出るので、長期に検討していかなければいけないということがあります。これ報告でもあると思うのですが、津波被災地では5年の進捗を見ながらということで、一方で達増知事は非常にその先もすごく長い問題になるのだということ常々言っているところなので、こちらとしては本当に感謝しているところなのですが、心の健康の問題が長期化するということと、医師不足とか専門職不足で地域の問題もあり、生活とか様々心の健康のリスクファクターが存在している間は健康の問題はしっかり守っていかなければいけないということや、回復率というのも実は心の健康の問題というのは回復率というものはある一定期間続いていると悪くなっていくということもありますので、どんどん悪い人たちは減っていくというところよりは地域で支えてある一定の期間リスクが高いと続けていかなければいけないということがありますので、その進捗のところでもあったのですが、実はこれをどうずっと続けていくかということで、緩めてしまうと問題が顕在化してしまうということがありますので、そこはもう既にそういう議論でいつまで続くのかという話も出てきていますが、かなり長期にわたって当然ながら5年なんかでは終わらないという視点がありますので、この先というところを視野に入れながらぜひ推進プランでもその点をさらに御考慮いただきたいということと、実は世界的にもそういう対策が、エビデンスがすっかりあるわけでは実はありませんで、岩手がしっかりプランに基づいてある一定の方略で続けているということは、やはり非常に重要なことで、海外の方も実は長期間続けなければならないのだということをお話したときに、改めてやっぱりそういうのが大事なのだと、もちろん発災当初の対策というのは様々あるのですが、本当にそういう長期にわたるところの重要性というのが世界でも知られていないくらいですので、岩手県がそれによってしっかりやっていくというところを改めて、今もある意味で皆様方に応援していただいているところなのですが、そういうことは実は岩手がしっかりやることで初めて長期間にわたる健康の問題を守ることができるようになるのではないかなと、それが逆に様々な地域にも役立つことになっていくのではないかなということがありまして、様々話題が外にはずれたのですが、今やっている心の健康対策というものも非常に重要視されていて、こうやって復興推進プランにしっかり位置づけて、進めてきているのだということ自体も非常に驚きを持っていうか、非常に関心を持たれたということがありましたので、併せて御報告させていただきます。

**○森復興局副局長** 2点御意見をいただいたところでございます。

まず、インターナショナルといいますか、英訳化につきまして、単に英訳したとしても使い勝手の問題などがございますので、先ほども少し申し上げましたアチェの博物館ですとかハワイの博物館と共同いたしまして、現地で使えるような形、項目の起こし方等についても大学、それから関係する機関の方々と御協力いたしまして、来年度以降英訳を進めてまいりたいと思います。

それから、こころのケアの問題でございます。国の方針で5年間にて、その状況でということにはなっております。我々もいたしましては、「いわて県民計画（2019～2028）」でも述べておりますとおり、必要なものは最後までやり抜くということで進めているところでございます。

詳しい内容につきましては、保健福祉部から御回答いたします。

**○野原保健福祉部長** 保健福祉部長の野原でございます。大塚先生から様々御意見頂戴いたしました。日頃から岩手県こころのケアセンターで連携をさせていただいております。こころのケアについては、先生から今お話あったとおり、我々も5年とは考えていませんで、長期的な視点で、世界的なエビデンスというのはないと理解していきまして、岩手だからこそ、特に全国から様々な専門家が岩手に入って、きめ細かなサポートをしている状況は評価されていますので、そういった内容について我々もきちんと発信をしていく必要があると考えています。

**○岩淵明委員長** ありがとうございます。委員の先生方にお聞きしますが、伝承館に訪問したことがある人は何人ぐらいいますか。ぜひ行って、これすごくいい情報がありますので、やはり見ていただいて、何が足りないかというところを意見言うことで、さらにこれがグレードアップしていくのだと思います。ぜひ機会を見つけて訪問していただければと思います。

### **(3) 復興の取組と教訓を踏まえた提言集について**

**○岩淵明委員長** それでは、提言集について改めて議論していきたいと思います。お願いします。

**○森復興局副局長** 復興の取組と教訓を踏まえた提言集について御説明いたします。まず資料3をお願いいたします。

提言集につきましては、前回の委員会におきまして作成の骨子について御審議いただいたところでございますけれども、その御意見を踏まえまして、全体の調整を行わせていただいたところでございます。

まず、1の作成目的でございますけれども、東日本大震災津波の経験、教訓を震災対応を経験していない職員、この方々にも確実に伝えまして、県の組織内でしっかり継承するとともに、取りまとめた内容を発信することで国内全体の防災力向上にも貢献すること、それから震災津波の記憶の風化を防ぐことを目的とすると改めさせていただきました。

2や3のところでございますが、このため提言集は冊子にして関係先に配布するほか、県のホームページからも閲覧できるようにいたしまして、広く発信してまいりたいと考えてございます。

5のところでございますが、提言集の名称といたしましては「東日本大震災津波からの復興－岩手からの提言－」としたいと考えてございます。

6は全体の構成でございます。知事メッセージのほか第1章では被害の概況と復興の取組の状況、第2章で県の具体的な取組事例と、それから得られ教訓など。第3章に沿岸市町村や関係団体の取組の概要、第4章では資料編といたしまして関連指標ですとか、復興の歩みを掲載する構想といたしたところでございます。

2ページをお願いいたします。提言集の中心となります第2章の県の取組の項目の構成につきましては、前回の委員会までは時系列ごとに、時期ごとに整理してございましたけれども、委員会での御指摘を踏まえまして、2ページ目の初動、応急対策の時期と復旧・復興の時期、この2つの時期に分けたほか、3ページにまいますけれども、テーマごとに取組が分かりやすいよう放射線対策や既存の枠組みにとらわれない取組等のテーマごとの構成、これを併用した形としてございます。

4ページをお願いいたします。2章では、県の取組についてまとめたものではございますが、その後半部分で県の取組の手法も踏まえながら専門家の方々から様々な提言、教訓等のメッセージを頂いているところでございます。

5ページからは、第3章でございますけれども、沿岸各市町村ごとに主な取組事例を記述抽出いただきました。

それから、6ページになりますけれども、各団体の活動についても52団体から寄せられているところでございます。

7ページからは、これまでの委員会等でいただいた御意見の対応状況について整理させていただいております。第2章の部分を中心に、本体資料と併せながら御説明したいと思っておりますので、両方を御準備いただければ幸いです。

初動対応における連絡対応の記載の必要性につきましては、本体資料、32ページになります。こちらをお開きいただきますと災害対策本部の設置、それから経過、情報通信基盤の被害状況、それから市町村からの情報通信等について様々な内容、経過、事実等を記載させていただいております。ページをおめぐりいただきまして、35ページにまいますと当時の経験から得た教訓、提言をまとめているところでございます。

この他の部分にはなりますが、DMATの救助対応、消防、自衛隊、警察等の派遣要請等の対応についても記載しているところでございます。

概要につきましては、御意見の4番にございますが、女性参画専門委員会の手塚委員から御意見がありました避難所運営に係る女性や障がい者への配慮、課題につきましては、厚い方の冊子78ページになります。新たに避難所運営の支援の項目、この項目を追加いたしました。被災者ですとか避難所の状況把握方法ですとか、どのような点に課題があったのか、問題があったのか等を整理させていただいたところでございます。

概要の意見の5番目でございますけれども、中崎委員から御指摘ありました放射線の風評被害の記載につきましての御意見でございますけれども、本体の168ページでございます。1つの大きなテーマといたしまして、放射線影響対策を取り上げまして、風評被害を初めとした様々な取組、こちらを集中的に記載するという方法をとらせていただいたところでございます。

それから、意見の6番目になります。女性参画推進専門委員会の菅原委員長から、女性

参画推進の取組、これを掲載すべきであるとの御意見につきましては、220 ページになります。「多様な主体の選択・つながり」、こちらの項目を追加させていただきまして、女性参画推進専門委員会の設置を始めとした取組、これを記載いたしました。

それから、意見の7番目になりますが、総合企画専門委員会の齋藤委員長から計画策定、推進に携わった委員会の委員の御意見ですとか、総括について記載すべきであるという御意見がございましたけれども、これにつきましては236 ページからでございますが、有識者からのメッセージという、大科目になってございますが、こちらを追加いたしまして、各分野の有識者の方々から教訓、提言等のメッセージをいただいたところでございます。

それから、概要に戻りまして、11 番から 13 番まで様々な団体、企業等の取組、それから支援者の受入れの状況などについて盛り込んでいくべきとの御意見につきましては、本編の306 ページから関係団体等の御意見として記載させていただいたところでございます。

また、意見の14番、15番でございます活用方法に関する御意見として大塚委員等から海外に向けた英訳版も必要との御意見につきましては、先ほども少し申し上げたところでございますけれども、海外の伝承施設等の御協力を得まして、来年度以降取り組んでまいりたいと考えているところでございます。この資料4、冊子は現在原稿編成の初稿の段階でございます。まだ編成中の部分も多々あるところでございまして、恐縮でございます。本日いただきます皆様の御意見を踏まえながら年度内の完成に向けまして、さらに作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

**○岩淵明委員長** 御意見、御質問等ございましたらお伺いしたいと思います。

どうぞ。

**○澤口眞規子委員** 栄養士会でございます。

この第2章の第1節、初期対応、初動のところですか。フェーズとすれば発災から1カ月位のところでしょうか。この発災のところ、82 ページに「食生活支援」や「健康・食生活」というテーマで掲げていただき、ありがとうございました。

それで、実際に読ませていただいたのですが、我々専門職能団体としての活動が下のグラフのところにはほんの少しだけです。先程、野田市長様もおっしゃった通りに、いわゆる先輩の県職員が後輩に伝え、また活動継続してもらうためにという編纂の目線ではありますが、他県にも配布されるということになれば、もう少し実際に稼働した者の意見を広範囲に集約するべきではないかと思えます。

それで、確かに県内の団体、我々栄養士会の他にも看護協会等、様々な団体が動いて、健康・食生活を作ってきました。そして、一番大きかったのが自衛隊の給食です。被災現場での食材はありませんでしたから、まず1カ月の間は、自衛隊が搬送してきた白米を炊いていただきました。陸自だけでは足りないということで海自、そして航空自衛隊も未経験ながら稼働していただきました。その辺りの記載がないと感じます。これを加えていただきたい。

それから、83 ページ後半に教訓・提言がございしますが、実際に今後に向けて先輩が語っている部分でもありますので、この中身は次の章の「復旧・復興」のところに入れてもいいのかと思えます。

というのは、実はその後に「岩手県災害備蓄指針」が策定されており、固定備蓄と、い

くつかの企業との契約備蓄というのがございますが、その有事においてどのように使っていくかというのは「復興の最前線フェーズ1ではなく、フェーズ2以降のところでの組み立てであろうと思います。それら次元を考えてきちんと整理していただくこと。

それから、県として「備蓄指針」は作りましたが、それが市町村ではまだ作られていないのです。格差が大きいです。きちんと各市町村の中で作っていただく、そして市町村の方々にも適切に配付していただく約束をしていただくためにも、第2節の「復旧・復興」のところに入れていただきたいと思います。

それから、次の「復旧・復興」の章ですが、自治体の動きが中心になって書いてございますが、例えば食生活改善推進員というボランティアがおります。県内6,000人以上の活動団体です。その者たちも非常に熱心に動いております。その他に、NPO、様々な女性団体がございますが、そういう団体が動いて身近な被災者のために、または地域の仲間づくりをして活動の輪を広げていったところが一番大事ななと考えます。

岩手県の復興のあり方は、「心をつなぐ復興」ではなかったかなと思います。この辺りが滲むような、もう少し優しい書き方というのでしょうか、役所の人々が役所に伝えたというのではなく、もっと温かみが伝わる形で書いていただきたいと思います。

**○森復興局副局長** 書き方に対する御意見ありがとうございます。今回どうしても県の職員に伝えるというものが目的の一つになった関係で、なかなか書き足りないところが多かったと思います。特に現場の生々しさといいますと、県職員だけではなくて県庁、それから団体の皆様、現地で活動した全ての皆様が県民総出となって活動したと、こういうところがなかなか伝わり切れなるところがあると思います。書き方につきましては、少し工夫させていただきたいと存じます。

それから、先ほども申し上げましたとおり、自治体ですとかボランティアの皆様、それらの方々に御覧いただいて、今後の活動に役立てていただくところも大きな目的の一つでございます。そういう方々にも分かりやすいような形の文体ですとか、内容を整理させていただきたいと思います。

それから、第1節の「初動対応、応急対策」か第2節の「復旧・復興の取組」のどちらの項目に入れるかにつきましては、改めましてお時間いただきまして、検討させていただきたいと存じます。

**○勝部民男委員** 岩手県建築士会でございますけれども、ここの324ページの教訓・提言と出ています。これですが、我々の立場として他人事みたいに書いているような、こういうものは日頃から我々は推進してやっていくべきことで、非常にじくじたる思いがあるわけですが、今目標としてこういうのを関係市町村等と万が一のときがあったらこうしましょうと、各県だったり、全国的にそういった協定を結んでいる最中でございますので、私ども建築士会としてももう少し積極的にこれを図っていきたいと思うので、そういう文面にさせていただけると、全く他人事みたいな書き方になっているので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○森復興局副局長** 調整させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

**○岩淵明委員長** ほかいかがでしょうか。

**○野田武則委員** 先ほどは生々しい話ということでさせていただきましたけれども、要は膨大な事実がありましたし、またその反省点もあるわけでございますので、これを全部網羅

するというのはなかなか大変だと思います。さっきは我々被災地の立場の目線で話をしたわけですが、県は県としての目線で書かざるを得ない部分があると思うのですけれども、それにしても教訓の部分ですよね、提言の部分、県としていろんなものを入れ過ぎている部分があると思うのです。例えば先ほど言った話もそうなのですが、あれは現場の我々がやるべきことですから、別に県に何かというのはないのですが、ただそういった状況に対して県としてどういう支援体制を構築すべきなのか、指導すべきなのかと、その点についての教訓とか反省というのは何だったのかとか、あるいは避難所運営もそうなのですが、避難所なんか随分書かれているのですけれども、これもほとんど市町村がやっていることですよ。これだけの文面を書いて、現状について報告はしていますが、県はそれに対してどんな対応をしたのか、そして何が教訓なのかということが県としての立場の教訓の部分が薄いような感じがしますよね。ですから、市町村レベルでの教訓、これ我々これからまとめていかなければならないと思いますが、県としての立場での教訓というところがあまりにも多くのものを入れ過ぎて明確でなくなっているのではないかなと思っています。

ですから、あれやこれや全部ではなくて、もっと絞って、要はこれから東海、東南海、南海とか、あるいは様々な災害が発生することが予測されるわけでございまして、それに対する提言ですよ。ですから、それぞれの県がどういう動きをすべきなのかということこの東日本大震災からの対応として伝えるということだと思って見ていましたけれども、そういった意味でもっと県としても立ち位置を明確にした方が良いのではないかなと。

我々からするとほとんど市町村がやってきているわけですよ、県は県としてやってきている部分もある。県としてやってきた部分をもっと絞った方が良いと思いますし、市町村に対する権限といいますか、許認可の権限は県があるわけで、例えば災害支援法なんか県がちゃんと握っているわけなので、そこのやりとりが一体良かったのか悪かったのか、いろんなことがたくさんあるわけです。あるいは先ほど建築士会からもお話がありましたけれども、入札ができなくて、結局仕様とか新しい方法をやったり、最後は買い取り方式までいったのですが、そういった状況に対して県がどういう指導をして、また教訓としてどう進んでいくのか、いっぱいありますよね。そういうのも明確でないのです。そこを県としての立ち位置を明確にした方が良いのではないかなと思っています。

それから、もう一つは、私は釜石市なものですから、釜石市は岩手県沿岸広域振興局がございまして、今の三陸鉄道の中村一郎社長が当時の局長ですごい活躍したのです。我々は神様だと思っていますが、そういった方々もたくさんおられて、現場で一生懸命活躍された方々がおられて、もっといろんな情報というか、持っているのではないかなと思っておりまして、そういう方々の意見も、多分聞いているとは思いますが、そうするともっといいものができるのかなと思っています。

ただ、言えることはやっぱり県としてこれだけ網羅した形で取りまとめたというのはほとんどこれ全部入っていますから、すごいものがあったなと思っていますが、今言ったとおりいろんな立場で見るとあまりにもいろんなものが入り過ぎている部分があって、提言とか教訓の部分がちょっと明確でないのではないかなとちょっと思いました。ただ、全体としてはすばらしいものができていると思います。

**○森復興局副局長** 御意見ありがとうございます。確かに応急的な対応時期が市町村職員、

団体、それから県職員、それぞれの立場で活動したわけでございます。ただ、その際市町村が出している仕事、これがどうサポートすればもっとうまくいったのか、サポートが足りない部分がなかったのではないかと、そういう反省点も含めてヒアリングしたつもりではございますが、まだまだこの視点も不足しているところもあるのかもしれない。その部分につきましては、また編集等で調整してまいりたいと存じます。

何よりも県としてどうすれば全体がうまくいくようになるのか、これをポイントにちょっと整理させていただきたいと思っております。

それから、振興局の職員につきましても必要なヒアリング等を実施しているわけでございますけれども、どうしてもテーマごとの構成になってございますので、隠れてしまっている部分もあるのかもしれない。ここにつきましては、生々しさが伝わるような記述、こちらについても工夫してまいりたいと存じます。

**○岩淵明委員長** よろしいですか。多分全体を組み替えるような、これ3月末というのはストリクトですよ。

**○森復興局副局長** はい。

**○岩淵明委員長** だから、大筋としては変えられない、変えないということになると思うのです。

**○森復興局副局長** この内容につきましては年度内の発刊、これを考えてございます。ただ、まだ書き足りないところ、不足しているところ、様々な御意見があると思っておりますので、必要なバージョンアップ、これについては今後考えていきたいと考えております。ですから、今回作って、これで完成版を絶対直さないというのではなくて、時々更新して最新の使えるものにしていくという形で考えていきたいと考えてございます。

**○大井誠治委員** 岩手県漁連の大井でございます。私は、23年の津波の経験者でございますので、私の経験談を述べさせていただきます。

あの時点で、私たちには組織体が24団体ありますけれども、復旧・復興のためには一番方向性といいますか、復旧・復興に対する方向性を見極めることが大事でございまして、どれから取りかかって即実行、行動するかということが基本でございまして、震災が起きた際に、ちょうど東京におりましたから、新幹線が動かないものだから車で帰ってきました。そして、現状を把握して、どの程度の被害状況か見て、それから団体長、リーダーを集めまして、その地域の様々な状況がございまして、何を取りかかって、何から始めたらいいかということが先決でございまして、そういう体制をとりまして、水産から冷凍、加工のラインでございまして、これが一体として復旧しなければ成り立ちませんから、水産業が。そういう観点から物を考えまして、御存じかと思いますが、私がちょうど来たら、底びき船がちょうど避難して助かっていましたから、これは生産につながるなと思って、即職員を全部集めて1か月で市場を開設するからと、これできるかできないか分からなかったのです、正直なところ。だけれども、これは行動して作業にかからせることが目的だったので1か月、4月13日に開設するからみんな努力してくれと、これ可能になるかどうか分からないですけれども、スタートさせたところが何とか、それこそ屋根だけ残った市場をそのまま電気、水道、はかりもないものですから、スケールで、台はかり、昔に戻りまして、そういったことで原点に戻りまして、準備が早かったものだから、生産者にすぐ沖に行って獲ってこいと、それが可能になったわけです。だから、これはやっぱ

り災害のときはリーダーが早く方向性を決めてスタートさせていくのが基本だと思います、私は経験しましたから。

こうすることで、市場の開設が1か月というのが全国に響き渡りまして、私らは高知県の県庁に講演を頼まれて1時間ばかり話してきた経験がございます。そういう関係で災害のときの対応というのが一番大事で、順序を決めてスタートさせることが一番の復旧の早道だと経験しました。

**○岩淵明委員長** どうぞ。

**○中崎和久委員** 森林組合連合会です。東日本大震災津波の復興、これは岩手県全体で被災地のみならずそれぞれの市町村全体でやってきたわけでありまして、その内容については、私はこのまとめということについてはそれぞれいい方向であるなと理解しております。併せて今自然災害は毎年、毎年これ全国各地で発生してございます。したがって、この先の対応の仕方、今までの対応の仕方のまづかった部分、それからこの先の必ずやらなければならない部分というものを明確にしていけないといけない。私は、まず何といたって道路網の確保が最重要であったなと理解をしております。と申しますのは、どうも復興に向けてのそれぞれの業界の、部局もそうなのでありますが、私は縄張り争いがあり過ぎるのではないかと。いわゆる道路の確保ということになれば、県土整備部が中心になって、どうしても土木建築業界、倒木とかについてはどうするのだといったときには、そっちから例えば我々森林組合系統に機械の導入でありますとかそういう要請が来る。それまでの期間というのはものすごい期間なのです。

実は、それと同じことは震災直後もありました、県内でも各地域で。実はその後に台風被害等が各地であります。千葉の台風の時も倒木被害があったのでありますが、あのとき実は隣接の県でグラブプルの高性能機械を準備しておいたのでありますが、これ入れないのです、残念ながら。いつでも倒木被害を全部処理してあげますよという準備をしていたのですが、なかなか入れないというのは、やっぱり組織の連携の在り方だと私は思っているのです。ですから、県内でもまさにそういう問題が各地であります。そういったものにどう対応するかというものもこれからの問題の中できちっとやっていかなければならないのではないかなと思いますので、ぜひこれは部局間連携もありますし、我々業界の連携もありますので、そういうものを構築して、まずは老後の確保をしなければ物資の移動も何もできないわけでもありますので、そういったことの順序づけもきちっと残しておかなければいけないのではないかなと。多分これから風速60メートルを超えるような台風被害というのが、これは頻繁に来るだろうという予測であります。いつ岩手に来るか分かりません。そうした場合の今の自然状況を見るとかなりの倒木が出ます。そういった対応も含めて、やっぱりきちんとやるというのは部分的にはこれにも入っていますが、そういったこともやっぱりもっと分かりやすいようなシステムづくりをしなければいけないのではないかなと感じていますので、いずれ将来に向けてはそういうこともぜひ別枠でもいいですので、考えてもらえればと思います。

**○森復興局副局長** 御意見ありがとうございます。道路啓開の部分で取り上げさせていただいたところでございますけれども、冊子の60ページに書いてはございますが、どうしても緊急対応時となりますと自分たちが持っている資源、これだけではなくて他の団体それぞれが持っている資源、これを最大限どう有効に活用していくかということが重要と考え

てございます。その 61 ページの下、教訓のところにチーム編成による道路啓開が重要ということで、少しは書かれておりますけれども、少し内容が薄過ぎますので、御意見を踏まえて調整させていただきたいと存じます。

それから、ここに書くばかりではなくて、そういう体制、仕組み、これを平時から作っていくことが重要と考えておりますので、そちらも防災担当部局とともに検討を進めさせていただきたいと存じます。

**○岩淵明委員長** それでは、よろしいでしょうか。次に移りたいと思います。

### 3 報 告

#### 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（概要）について

**○岩淵明委員長** 次は報告になります。「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（概要）についてお願いいたします。

**○森復興局副局長** それでは、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（概要）について御説明いたします。

資料 5 をお願いします。国の復興・創生期間の最終年度でございます令和 2 年度終了後の東日本大震災津波の復興の取組の方針につきまして、去る 12 月 20 日の日に閣議決定されたところでございます。資料はその概要でございます。これまでの総括、それからそれを踏まえた令和 3 年度以降の基本方針、これで構成されてございます。I の復興施策の総括の部分では復興は大きく前進し、岩手県など地震津波被災地域は復興の総仕上げの段階と整理している一方で、今後の課題といたしまして、被災者支援では期間終盤に再建される地区のコミュニティーの形成、それから避難生活の長期化を踏まえたところのケアですとか、子供たちへの支援、2 の住まいとまちの復興では、期間内の一日も早い事業の完了、これはもちろんでございますけれども、造成された宅地、移転元地の有効活用、それから 3 の産業・生業の再生では、製造品出荷額が地域ごとに回復状況に差があるということ、それから水揚げ量や販路の回復などに課題があると挙げられているところでございます。

これらの総括を踏まえまして、2 ページからでございますけれども、復興の基本姿勢及び各分野における取組、復興を支える仕組み、組織、この 3 つの分野ごとに今後の方向性を示されたところでございます。この基本方針は、知事が委員となっております国の復興推進委員会でも審議されたところでございますが、本県からは復興・創生期間の終了後も被災地におきましては中長期的に取り組むべき課題が大変多くございます。それから、当該期間後の復興を進める仕組みづくりの検討に当たっては施策の進捗状況、それから被災地の実態を十分に踏まえた上で、一律の期限ではなくて当該期間終了後も必要な事業、制度を継続するよう国に対して強く要望してきたところでございます。この結果、本県が働きかけたものにつきましては概ね盛り込まれたものと考えてございます。

まず、1 の基本姿勢及び各分野の取組については、岩手県が該当する地震津波被災地域につきまして、復興・創生期間後 5 年間において残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うするよう目指すこととされておまして、ハード整備につきましては復興・創生期間内の完了を目指す、やむを得ない事情によりまして、未完了となる一部の事業については期間内に計上された予算の範囲内で支援を継続すること

とされましたほか、災害復旧事業に関しましては期間後におきましても事業が完了するまでの間、支援を継続することとされました。

また、こころのケア等の被災者支援、それから被災した子供たちに対する支援につきましては、それぞれの事業の進捗に応じた支援を継続することとしながら、復興・創生期間後5年位内に終了しないものについては事業の進捗に応じた支援の在り方を検討いたしまして、適切に対応していくこととされたところでございます。

住まいとまちの復興につきましては、被災者再建支援金、再建宅地の造成が復興・創生期間終盤に完成する地区もでございますことから、これらの地域の対象者に支援が終了するまでの間、継続することとされてございます。

災害公営住宅の家賃低減化、それから特別家賃低減事業につきましても引き続き支援することとされてございますが、その際災害公営住宅に係る今後の財政運営状況、それから被災自治体間の公平性、これを踏まえながら水準の見直しを行うこととされてございます。

産業・生業につきましては、中小企業等のグループ再建支援は土地造成が最終年度に完成する地区など事業者の責めに帰さない事由によりまして、復旧できなかった事業者に限り支援を継続し、企業立地補助金は区画整理事業などに時間を要して企業立地が進んでいない地域、こちらに重点化いたしました上で、申請を最大4年間、運用を最大5年間延長することとされました。被災地の中核産業であります漁業の水揚げの回復ですとか、水産加工業の販路回復、開拓の支援も継続することとされたところでございます。

復興に関する人材確保対策などの地方単独事業等につきましては、支援を継続するとともに地方税法ですとか、あと東日本大震災特別区域法等の法律に基づき被災事業者への減免などによって生じた地方税の不足分、減収額の補填措置につきましても継続することとされたところでございます。

原子力災害に起因する事業につきましても、風評被害対策等について引き続き支援を継続していくこととされてございます。

3 ページにまいりまして、2の復興を支える仕組みでは、(1)の復旧・復興事業の財源等といたしまして、当面5年間、令和3年度から5年間でございますが、5年間の事業規模を1兆円台半ばと見込みまして、東日本大震災復興特別会計及び震災復興特別交付税制度、これを継続することとされたところでございます。

(2)の法制度に関しましては、東日本大震災特別区域法による規制の特例、それから復興特区税制などにつきましては、対象地域を重点化した上で必要な支援を継続することとされましたけれども、主にハード事業を対象とした復興交付金制度につきましては必要な措置を講じた上で廃止することとされたところでございます。

3の組織に関しましては、復興庁の設置期間を10年間延長いたしまして、復興大臣を置くとともに現行の総合調整機能を維持することとされまして、岩手復興局などの地方局は現場主義の徹底のため沿岸部に移すこととし、盛岡市には支所を置くこととされたところでございます。これらの体制は、令和3年から5年経ちました令和7年度に見直すこととされてございます。

基本法方針の具体化につきましては、今後検討されることとなつてございますけれども、引き続き他県とも連絡、連携しながら復興を進めていくための必要な事業、制度、体制がしっかり確保されるよう国に対して働きかけを強めていきたいと考えているところでござ

います。

説明は以上でございます。

**○岩淵明委員長** ありがとうございます。あと5年間は頑張ってくださいということだと思います。

内田様、岩手県の場所というのはまだ決まらないのですよね。

**○内田幸雄オブザーバー** はい、まだ決まっておりません。

**○岩淵明委員長** 盛岡から沿岸部にセンターは移るけれども、盛岡は支所になると。

**○内田幸雄オブザーバー** はい、そうです。

**○岩淵明委員長** それでは、よろしいでしょうか、復興庁が延長10年ということですが、我々のところは5年間の計画ということになると思います。

#### 4 その他

**○岩淵明委員長** それでは、その他事務局からございましたらお願いします。

**○木村オリンピック・パラリンピック推進室長兼ラグビーワールドカップ2019推進室長**

文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック推進室の木村でございます。この場をお借りいたしまして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組につきましてお話しさせていただきます。

今回の東京大会は、「復興五輪」の理念のもと復興に取り組む姿と支援への感謝を、国の内外に発信することが大きな目的の一つと掲げられているところでございます。そして、本大会を通じまして、国内外との交流を深めることも重要と考えております。県内では、ホストタウンに東京都に次ぐ第2位の市町村登録数である19市町村が登録、そして6市町村が事前キャンプに決定しているところでございます。

また、県内では市町村と連携いたしまして、来月にはギリシャから運ばれる聖火を「復興の火」として三陸鉄道やS L 銀河、大船渡市で展示するほか、6月には本県ゆかりの250名を超える聖火ランナーが県内を駆けるオリンピック聖火リレー、そして8月には全市町村で採火を行いますパラリンピック聖火フェスティバルを行い、多くの県民が大会に参画いただくよう取り組んでまいります。

また、大会では選手村のビレッジプラザにおきまして県産木材の製品が利用されるほか、メダリストに授与するビクトリーブーケに本県産りんどうが使われること、農林、畜産、水産物などの食材についても提供に向けた取組を展開し、官民一体となって展開し、魅力を国内外に発信してまいります。

さらに、5月には高田松原津波復興祈念公園で実施されます大会公式の文化プログラムや会期中に東京で設置された東北ハウスに参加いたしまして、本県の優れた食、観光、物産、伝統文化などの魅力を発信してまいりたいと思います。

皆様との連携のもと、より多くの皆様に参画いただきまして、復興五輪の成功に向けましてオール岩手で取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○岩淵明委員長** 新型肺炎ウイルスが大丈夫かと、昨日も国会で橋本大臣が心配していますということでしたが、いずれ準備は着々と、ということになるかと思えます。

## 5 知事総評

**○岩淵明委員長** 以上で本日の議事、報告は終わりましたので、最後に知事から総括をお願いしたいと思います。

**○達増知事** 本日もお忙しい中、お集まりを頂きましてありがとうございました。

今日もそれぞれの分野、また地域の関係の御意見も出していただきまして、いつでも2011年、平成23年3月11日のあの時点に立ち戻りながら岩手における復興ということを議論できる岩手県東日本大震災津波復興委員会だなど改めて感じておりまして、県内の各分野、また各地域を代表する皆様によるこの委員会、改めて頼もしく感じているところでございます。

来年度以降も「いわて県民計画（2019～2028）」において、「東日本大震災の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながらお互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」ということで、県の10年計画のど真ん中に復興を位置付けて進めていきますので、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

**○岩淵明委員長** 達増知事ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返ししますが、私ごとでございますが、3月をもちまして学長を退任することになりますので、この委員会も今日が最後で、どうも御協力ありがとうございました。

## 6 閉 会

**○伊五澤復興局復興推進課推進協働担当課長** それでは、本日の委員会はこれをもって閉会とさせていただきます。委員長の岩淵様、委員の皆様、誠にありがとうございました。